

施設等利用給付認定(新2号、新3号)を受けられた皆様へ ～償還払いのご案内～

新2号、新3号認定を受けられた皆様は、認定期間中に利用した施設・サービスの利用料の一部が施設等利用給付の対象となります。

札幌市では、一度利用料を施設にお支払いいただき、後日札幌市から還付する「償還払い」という方法で給付を行います。給付を受けるには、施設・サービスのご利用後、保護者様から札幌市に還付請求をしていただく必要があります。通われている施設によりお手続き方法が異なりますので、本紙にてご確認ください。

なお、「施設等利用給付認定通知書」は今後、償還払いの手続きに使用するほか、施設から提示を求められる場合があります。大切に保管してください。

※ 札幌市外の施設をご利用の札幌市民の方は、下記の取扱いが該当しない場合がありますので、お手続き方法について施設に直接ご確認ください。ただし、提出先は共通です。(裏面 **5** に記載)

※ 償還払いの詳細については、「さっぽろ子育て情報サイト」をご覧ください。

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/youzikyoiukuhoikumushouka/9073.html>

(右記 QR コードからもご覧いただけます。)



1. 通園施設は？ (A～C のうち該当するものを選び、2以降に進んでください)

| | |
|----------|--|
| A | 認定こども園、または幼稚園 (下記 B を除く) |
| B | 藤、ばんけい、札幌創価、札幌トモエ、真駒内幼稚園 ※1 (預かり保育: 「未実施 or 年間実施日数が 200 日未満 or 1 日の預かり時間が 8 時間未満」の施設) |
| C | その他「認可外保育施設等」※2 |

※1 掲載した5施設は令和6年度時点での情報です。預かり保育の実施状況の変更等により、認可外保育施設等との併用可否などお手続き方法が今後変更になる場合もあります。最新の状況については、施設にご確認ください。

※2 認可外保育施設 (企業主導型保育事業を除く)、非在園児向けの一時預かり、病児・病後児デイサービス、ベビーシッター、さっぽろ子育てサポートセンター、札幌市子ども緊急サポートネットワークを指します。利用施設が施設等利用給付の対象か不明な場合は、直接施設にご確認いただくか、「さっぽろ子育て情報サイト」で公開している対象施設一覧をご確認ください。

【注意点】

C の場合、施設側では、利用されている方が施設等利用給付認定を受けているかどうか判断ができません。償還払いに係る書類の発行については、保護者様から施設へ依頼していただきますようお願いいたします。

2. 給付対象・金額について

| | |
|----------|---|
| A | <ul style="list-style-type: none">通園施設の預かり保育のみが対象。他施設との併用不可。預かり保育の利用料が「利用日数×450円」まで給付対象 (新2号の方は月額11,300円、新3号の方は月額16,300円まで)。 |
| B | <ul style="list-style-type: none">通園施設の預かり保育と、C の認可外保育施設等を併用可能。預かり保育部分は「利用日数×450円」まで給付対象 (新2号の方は月額11,300円、新3号の方は月額16,300円まで)。また、認可外保育施設等を併用する場合、上記の月額上限額から預かり保育部分を差し引いた金額までが給付対象。 |
| C | <ul style="list-style-type: none">認可外保育施設等 (上記※2) の範囲内で、複数施設の併用が可能。新2号の方は月額37,000円、新3号の方は42,000円まで給付対象。 |

3. 手続き方法について

① 利用した月ごとに、施設から「提供証明書・領収証兼施設等利用費請求書」を発行してもらう。

A: 「預かり保育事業用」(様式 1) を発行してもらいます。

B: 預かり保育を利用した場合、「預かり保育事業用」(様式 1) を発行してもらいます。また、認可外保育施設等を利用した場合、「一時預かり・認可外保育施設等用」(様式 2-1) を発行してもらいます。複数施設を利用した場合、それぞれの施設に依頼が必要です。

C: 「一時預かり・認可外保育施設等用」(様式 2-1) を発行してもらいます。複数施設を利用した場合、それぞれの施設に依頼が必要です。

② 施設が記載した内容を確認し、様式下部の請求書欄に必要事項を記載・押印する。

A: 留意事項は特にありません。(施設が記載した内容を含め、提出前に誤りがないかのご確認をお願いします。)

B・C: 複数枚ある場合でも請求書は 1 枚のみ作成します。その 1 枚にだけ、合計の請求額を記入します。

③ 毎月期限までに提出する。(初回と口座変更時のみ、「振込口座申出書(様式 4)」も一緒に提出)

A: 利用した月の翌月 10 日頃までに施設へ提出します。(施設が在園児分をとりまとめて、同月 15 日(土日祝の場合は前営業日)までに届くよう、下記提出先に送付します。)

B: 同じ月に利用した全ての施設の書類を、利用した月の翌月 10 日頃までに **1.** で該当した施設へ提出します。(施設が在園児分をとりまとめて、同月 15 日(土日祝の場合は前営業日)までに届くよう、下記提出先に送付します。)

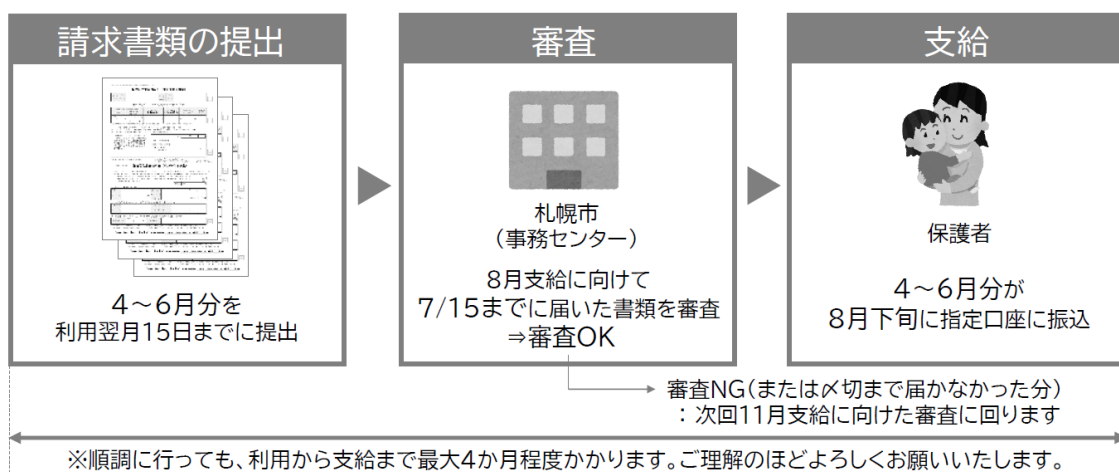
C: 同じ月に利用した全ての施設の書類を、利用した月の翌月 15 日(土日祝の場合は前営業日)までに届くよう、保護者様から下記提出先へ直接送付します。(※一部、とりまとめにご協力いただいている施設もありますので、提出方法については一度利用施設にご確認ください。)

4. 支給について

事務センターでの審査を経て、5月・8月・11月・2月の月末頃に、ご指定の口座に振り込みます。支給前に「支給決定通知書」と「支給明細」をご自宅へ送付しますので、内訳等ご確認ください。

なお、**支給月の前月(4月・7月・10月・1月)の15日(土日祝の場合は前営業日)が締切日です。**

例) 4月からサービス利用開始



5. 請求書類の提出先・お問い合わせ先

「札幌市子ども・子育て支援事務センター」

所在地：〒060-0007 札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館7階

Tel：011-211-2626 (受付時間 土・日・祝日・12月29日～翌年1月3日を除く 9:00～17:30)

※ 受付は郵送のみとなります。セキュリティの都合上、直接の持込はできません。